

一般廃棄物処理手数料の改定について
～ 犬、猫等の死体処理に係る分～

平成25年10月

大分市環境部清掃業務課

1 一般廃棄物処理手数料(犬、猫等の死体処理に係る分)の改定について

本市が犬、猫等の死体を収集・運搬、処分する際は、大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第25条の規定により、排出者から一般廃棄物処理手数料(犬、猫等死体処理に係る分)(以下「手数料」という。)を徴収していますが、以下の理由から、その手数料を改定したいと考えます。

(改定理由)

廃棄物処理施設使用料の改定に伴う手数料の調整

また、実施時期については家庭ごみ有料化と同時実施が適当であると考えます。

区分			改定前	改定後
一般廃棄物	ごみ	犬、猫等の死体を市が処理したとき	1体につき 1,020円	1体につき 610円

2 手数料について

(1) 現行手数料について

犬、猫等の死体は、通常のステーション収集をせずに戸別収集していることから、費用負担の公平性を確保し、排出者に相応の負担を求める趣旨から手数料を徴収しています。

その手数料は、「収集・運搬経費」と「処分経費(廃棄物処理施設使用料)」から構成されています。

[犬、猫等の死体処理 1体につき]

収集・運搬経費 510円 + 処分経費 510円 = 1,020円 (手数料)

収集・運搬経費と処分経費の割合を50:50とし、合計額を処理手数料としています。

(2) 前回の手数料の改定について

平成6年4月1日に、処分経費が300円から500円に改定され、収集・運搬経費:処分経費 = 50:50の割合従い収集・運搬経費も500円に値上し、合計1,000円となりました。

平成9年4月1日の消費税額改定(3%→5%)に伴い、収集・運搬経費、処分経費をともに相当する額を値上げし、510円として合計1,020円としました。

(3) 今回の手数料の改定の考え方について

収集・運搬経費について

収集・運搬経費は、原価計算及び家庭ごみ有料化の市民負担割合を考慮して改定を行います。

処分経費について

処分経費は、廃棄物処理施設使用料の改定額を算定根拠とします。

(4) 手数料改定案について

$$\text{手数料} = \text{A (年間収集コスト)} \div \text{B (平均収集数)} \times \text{D (家庭ごみ有料化市民負担率)} + \text{処分経費}$$

収集・運搬経費

1) 年間収集コスト(過去5年間の収集業務の平均委託料)

$$11,865,000 \text{円} \cdots \text{A}$$

2) 1体当たりの収集コスト

過去5年間の平均収集数は、4,253体/年 \cdots B

$$\text{よって1体当たりの収集コストは } \text{A} \div \text{B} = 2,789 \text{円} \cdots \text{C}$$

3) 家庭ごみ有料化の市民の負担割合

・450ごみ袋(組成調査から重さは4kg)1つ当りのごみ処理原価を算出すると
ごみ1Kg当りの処理原価が、47.384円(過去5年間の平均)であることから、
 $47.384 \text{円} \times 4 \text{kg} = 189.5 \text{円}$

・「450ごみ袋1枚当たりの手数料」の額を「家庭ごみ有料化実施計画(案)」の36円と仮定して、家庭ごみ有料化による市民の負担割合を算出すると、「450ごみ袋1枚当たりの手数料」 \div 450当りのごみ処理原価
 $= 36 \text{円} \div 189.5 \text{円} = 19.0\% \cdots \text{D}$

4) 収集・運搬経費

$$\text{上記により収集・運搬経費は、C} \times \text{D} = 530 \text{円}$$

処分経費

処分経費は、以下の一般廃棄物処理施設使用料の改定案により算定する。

(「犬、猫等の死体」の区分を廃止し、20kgまで80円、20kgを超える場合20kgごとに80円を加算する。)

上記により犬、猫等の死体を20kgまでとみなし、処分経費を一体につき80円とする。

手数料

$$\text{収集・運搬経費 } 530 \text{円} + \text{処分経費 } 80 \text{円} = 610 \text{円}$$

(5) 手数料(犬、猫等の死体処理)の推移

施行年月日		S51.4.1	S55.4.1	H4.4.1	H6.4.1	H9.4.1
一般廃棄物 処理手数料	犬猫等死体 処理手数料	200 円	500 円	510 円	1,000 円	1,020 円

(6) 改定後の手数料の他都市との比較

大分市一般廃棄物処理手数料を610円に改定したとき、大分県内、九州内の県庁所在地、さらに全国の中核市と比較すると下記のとおりとなります。

県内の市・町・村

16市町村のうち高い方から3番目
(無料の市、町除く) 平均 919 円

九州内の県庁所在地

7市のうち高い方から3番目
平均 1,181 円

中核市

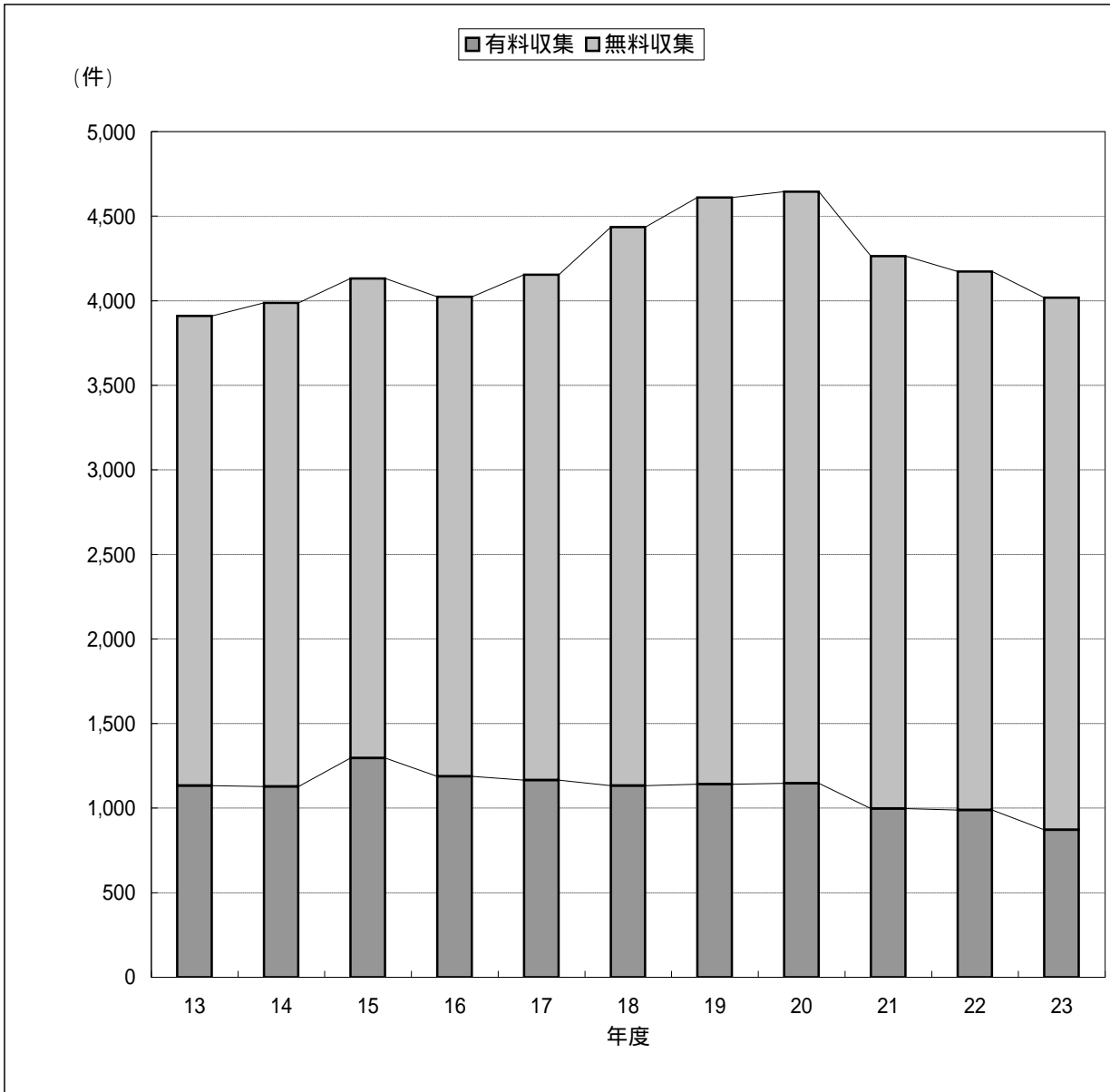
41市のうち高い方から27番目
平均 2,063 円

3 手数料の見直し

手数料については、5年ごとに見直しを行います。

資料編

犬・猫死体処理(収集)件数の推移



単位: 件

年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
有料収集	1,133	1,128	1,296	1,187	1,166	1,133	1,141	1,146	998	989	872	898
無料収集	2,777	2,860	2,835	2,836	2,987	3,303	3,469	3,498	3,265	3,184	3,146	3,271
合計	3,910	3,988	4,131	4,023	4,153	4,436	4,610	4,644	4,263	4,173	4,018	4,169
H20 ~ H24 平均収集数												4,253

単位: 千円

委託料	12,075	12,075	12,075	12,075	12,075	11,970	11,235	11,550	11,865	11,865	11,865	11,865
H25年度11,865												
H21 ~ H25 平均委託料												11,865

犬猫等の死体収集 運搬処理手数料	大分市	福岡市	佐賀市
収集形態について	委託	委託・許可	収集運搬業務は行っていない(路上のみ収集)
収集料金 (手数料)について	1体につき1,020円(野良犬・野良猫等は無料)	1体につき1,000円(飼い主がいなければ、無料)	1体につき400円(野良犬・野良猫等は無料)
収集料金の 算定根拠について	原価計算により処分料510円を算出。収集運搬経費:処分経費 50:50なので 510円 + 510円 = 1,020円となっている。	設定時(平成4年度)に収集費用の概ね3分の1	処理経費に交付税を加味し、1体当たりの処理単価を算出。平成8年に有料化した際の積算であり、それ以降料金改定をしていない。

犬猫等の死体収集 運搬処理手数料	熊本市	宮崎市	鹿児島市
収集形態について	地区によって直営または委託収集を実施している。	委託	鹿児島市では、動物死体はもやせるごみとして、他のごみと一緒に収集しています。また、新聞紙などに包んで透明袋に入れ、「ネコ」などと記載して、「もやせるごみ」の日に出すよう広報しています。
収集料金 (手数料)について	無料	収集料金は無料(野良犬・野良猫等)ペットについては、収集は行っておらず、処理施設への直接搬入のみ。処理手数料 2,625円(拾骨しない場合) 3,675円(拾骨する場合)	他の45ℓのゴミ袋に入る「もやせるごみ」と同様、無料です。なお、公園、市道等での動物死体は、各担当課からの申請に基づき減免を行っている。
収集料金の 算定根拠について		処理にかかる実費で算定。	

犬猫等の死体収集 運搬処理手数料	長崎市	国東市	豊後高田市
収集形態について	直営及び委託	直営	委託
収集料金 (手数料)について	1体につき400円(野良犬・野良猫等は無料)	無料	無料
収集料金の 算定根拠について	従来の単価に消費者物価指数(S56年度を100とし、H4年度を122.6とする)及び消費税5%を乗じ、納付書郵送料(80円)を足して積算。 $250円 \times 1.226 \times 1.05 + 80円 = 401円$ 400円		労務単価1,300円 + 収集運搬経費(車代、燃料費等)1,700円として算出(委託の場合)

犬猫等の死体収集 運搬処理手数料	中津市	日田市	由布市
収集形態について	委託	委託	直営
収集料金 (手数料)について	市が収集を行っているのは、市有地(道路等)の犬猫の回収のみで、民地の犬猫等の死骸の収集は行っていない。 市民が直接清掃工場に持ち込んだ場合の処理手数料は、1体あたり420円となっている。(野良犬、野良猫等は無料)	1体につき1,050円(飼い犬、飼い猫のみ)	無
収集料金の 算定根拠について		不明	

犬猫等の死体収集 運搬処理手数料	杵築市	豊後大野市	佐伯市
収集形態について	委託	持ち込み・開場日のみ受付け。収集運搬は行っていない。	直営
収集料金 (手数料)について	担当者が居ないため不明	火葬料1体につき500円。	1体当たり530円
収集料金の 算定根拠について	担当者が居ないため不明	犬・猫の死体の火葬料として、持ち込みの場合1体につき500円。(犬・猫専用の火葬炉あり。)	他都市の例にならっている (特に根拠はない)

犬猫等の死体収集 運搬処理手数料	別府市	日出町	姫島村
収集形態について	直営	委託	直営
収集料金 (手数料)について	1体につき840円(野良犬・野良猫は無料)	無料	犬、猫の死体一体につき100円
収集料金の 算定根拠について	重量、形状、処理の困難性等を助案し 840円以内で市長が定める額		特になし

犬猫等の死体収集 運搬処理手数料	宇佐市	津久見市	臼杵市
収集形態について	委託	委託	直営
収集料金 (手数料)について	なし 有料の可燃ごみふくりにて収集	なし	野良は無料 100kgまで350円(ごみの持込と同じ)
収集料金の 算定根拠について	市として個別に犬猫等の死体収集運搬処理業務はしていない 個人の方に可燃ごみとして処理を依頼している 野良犬・野良猫等の死体については、生活環境課の職員で処理をしている。	ごみ収集業者に委託している。ごみ収集委託契約時、仕様書にて明記	他都市の例にならっている (特に根拠はない)

犬猫等の死体収集 運搬処理手数料	竹田市	玖珠町
収集形態について	持込のみ受付	直営
収集料金 (手数料)について	無料	無料
収集料金の 算定根拠について		